

青色申告 一連番号
整理番号
事業年度(至)
売上金額
申告年月日
通信日付印 確認印 庁指定 局指定 指導等 区分
申告区分
法人税
平成 年 月 日 事務所 電話()
事業種目
納税地
法人名
法人番号
代表者 自署押印
代表者 住所
所管 業種目
概要書 要否 別表等
期末現在の資本金の額又は出資金の額
同表が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの
特同族会社 同族会社 非同族会社
非中小法人等
非営利法人 普通法人
貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等附表計算書又は損益金処分表、勘定簿目録内訳明細書、事業概況書、組織再編に係る契約書等の写し、組織再編に係る移転資産等の明細書

申告書 申告書
翌年以降送付要否
税理士法第30条の書面提出有
適用額明細書提出の有無
税理士法第33条の2の書面提出有
平成 年 月 日 事業年度分の法人税
課税事業年度分の地方法人税
(中間申告の場合 平成 年 月 日)
この申告書による法人税額の計算

Table with 15 rows and 4 columns. Columns: 所得金額又は欠損金額 (別表四「47」の①), 法人税額 (54)又は(55), 法人税額の特別控除額 (別表六「21」+別表六「16」+別表六「10」+別表六「22」+別表六「17」+別表六「12」+別表六「11」+別表六「13」+別表六「14」+別表六「15」+別表六「18」+別表六「19」+別表六「20」), 差引法人税額 (2)-(3), 連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額, 課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+別表三(二)「25」+別表三(三)「20」), 同上に対する税額 (21)+(22)+(23), 課税留保金額 (別表三(一)「37」), 同上に対する税額 (別表三(一)「45」), 法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9), 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額, 控除税額 ([(10)-(11)]と(18)のうち少ない金額), 差引所得に対する法人税額 (10)-(11)-(12), 中間申告分の法人税額, 差引確定額 (中間申告の場合はその法人税額とし、マイナスの場合は、(25)へ記入)

Table with 11 rows and 4 columns. Columns: 課税標準法人税額 (4)+(5)+(7)+(10)の外資, 課税留保金額に対する法人税額 (9), 課税標準法人税額 (32)+(33), 地方法人税額 (58), 課税留保金額に係る地方法人税額 (59), 所得地方法人税額 (35)+(36), 外国税額の控除額 (別表六(二)「48」), 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額, 差引地方法人税額 (37)-(38)-(39), 中間申告分の地方法人税額, 差引確定額 (中間申告の場合はその地方法人税額とし、マイナスの場合は(43)へ記入)

法 0301-0101
税理士 署名押印

御注意
1 期末の資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち、次の①から③までのいずれかの法人(以下「大法人」といいます。)との間にこの大法人による完全支配関係がある法人に該当する場合は、この表の「非中小法人等」を〇で明記します。
①資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人。
②法人税法第30条の7に規定する受託法人(2)において「受託法人」といいます。
③相互会社。
2 「48」から「50」までの各欄は、期末の資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人、資本若しくは出資金を有しない法人、一般社団法人等又は人格のない社団等(1)に該当する非中小法人等、相互会社、投資法人、特定目的会社及び受託法人を除きます。に該当する場合には記載します。